

テールゲートリフターの操作に係る特別教育及び インストラクター養成講座受講に対する助成金交付要綱

令和7年4月1日制定
令和7年7月15日一部改訂
一般社団法人埼玉県トラック協会

(目 的)

第1条 この要綱は、一般社団法人埼玉県トラック協会（以下「協会」という。）が行うテールゲートリフターの操作に係る特別教育及びインストラクター養成講座受講に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(定 義)

第2条 本要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

テールゲートリフター特別教育とは、労働安全衛生法第59条第3項に基づき、厚生労働省令の定めるところによりテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す荷役作業に対する安全または衛生のための特別教育をいう。

テールゲートリフター特別教育のインストラクター養成講座とは自社内でテールゲートリフター特別教育を行う為のインストラクターとなる方を対象とした講習であり、特別教育充実のために特別教育における規定された科目に沿った指導要領・ポイントを網羅した内容の講座をいう。

(助成対象)

第3条 会員事業者（以下「会員」という。）である埼玉県内の事業所の従業員が、前条に掲げる教育、講座受講に要した費用の一定額について助成を行うものとする。

但し、陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部で行う教育、講座の受講に限る。

2. 補助の対象は、会費の滞納がない会員に限る。

(助成の交付額)

第4条 1会計年度の助成総額は予算の範囲とする。

2. 1名当りの助成金額は、講座の種類により次に定める。

(1)テールゲートリフターの操作に係る特別教育受講 1名あたり 3,000 円

(2)テールゲートリフター特別教育のインストラクター養成講座受講

1名あたり 10,000 円

(助成制度助成対象期間)

第5条 助成対象期間は令和7年3月1日から令和8年2月28日までに、第2条の講習受講及び費用の支払いが終了するものでなければならない。

但し、令和7年3月に受講したものは、3月以前に支払いを終了されていても助成対象とする。また、期間内であっても令和6年度の助成金額(予算額)を超えた場合は、その時点で終了とする。

(助成金申請及び承認、並びに請求)

第6条 助成金の交付を受けようとする会員は、次に定めるものとする。

第2条の講習の支払完了及び受講修了後に、申請書兼実績報告書(様式1他)を令和8年3月6日までに提出するものとする。

但し、期間内であっても令和6年度の助成金額(予算額)を超えた場合は、その時点で終了とする。

(助成金の交付)

第7条 協会は、会員から前条の報告書の提出があったときは、速やかにその内容を精査し、助成金を交付するものとする。

(報 告)

第8条 協会は、この要綱に定める助成制度に関して、会員に必要な報告を求めることができる。

(その他の必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会がこれを定める。

(書類の追加提出)

第10条 協会は、会員より提出された書類に疑義があった(疑わしいと判断した)場合には、会員に必要な書類の提出を求めることができる。

(附 則)

本要綱は、令和7年4月1日より実施する。

(附 則)

本要綱は令和7年7月15日より実施する。

テールゲートリフターの操作に係る特別教育及び
インストラクター養成講座受講に対する助成事業交付要綱(改訂) 新旧対照表

■下線部は改訂部分

新	旧
(助成対象) 第3条 会員事業者(以下「会員」という。)である埼玉県内の事業所の従業員が、前条に掲げる教育、講座受講に要した費用の一定額について助成を行うものとする。 但し、陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部で行う教育、講座の受講に限る。 2. 補助の対象は、会費の滞納がない会員に限る。	(助成対象) 第3条 会員事業者(以下「会員」という。)である埼玉県内の事業所の従業員が、前条に掲げる教育、講座受講に要した費用の一定額について助成を行うものとする。 但し、陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部で行う教育、講座の受講に限る。 <u>2. 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃(令和2年国土交通省告示第575号又は令和6年国土交通省告示第209号)を運輸支局に届出している事業者を助成対象とする。</u> 3. 補助の対象は、会費の滞納がない会員に限る。